



金 沢 市 公 報

号外第14号

平成24年(2012年)4月10日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

| | |
|--|-----|
| 目次 | ページ |
| 告 示 | |
| 金沢市こまちなみ保存条例の規定に基づくこまちなみ保存区域の指定の取消しについて (歴史建造物整備課) | 1 |
| 金沢市こまちなみ保存条例の規定に基づくこまちなみ保存建造物の登録の取消しについて (") | 1 |
| 平成11年告示第21号(こまちなみ保存区域およびこまちなみ保存基準を定めることについて)の変更について (") | 2 |

| | |
|---|---|
| 平成15年告示第322号(寺社風景保全区域の指定及び寺社風景保全区域の寺社風景保全基準を定めたことについて) (") | 3 |
| 都市計画の決定について (都市計画課) | 3 |
| 教育委員会告示 | |
| 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて (歴史建造物整備課) | 3 |

告 示

●金沢市告示第116号

金沢市こまちなみ保存条例(平成6年条例第1号)第5条第1項の規定により指定した次のこまちなみ保存区域の指定を取り消したので、告示します。

平成24年4月10日

金沢市長 山 野 之 義

指定の取消しに係るこまちなみ保存区域の名称及び位置

| 番号 | 区 域 名 | 位 置 |
|----|--------|-------------|
| 4 | 旧観音町区域 | 金沢市東山1丁目の一部 |

●金沢市告示第117号

金沢市こまちなみ保存条例(平成6年条例第1号)第12条第1項の規定により登録した次のこまちなみ保存建造物の登録を取り消したので、告示します。

平成24年4月10日

金沢市長 山 野 之 義

登録の取消しに係るこまちなみ保存建造物

| 番号 | 名 称 | 所 在 地 | 所 有 者 |
|----|---------|----------------|--|
| 22 | 清水家所有建物 | 金沢市東山1丁目17番13号 | 東京都練馬区大泉学園町3丁目20番9号 清水 利夫 河北郡津幡町字鳥屋尾夕1番地 笹崎 静子 埼玉県川越市大字大塚新田752番地8 宮川 昌子 |
| 25 | 西原家所有建物 | 金沢市野町1丁目1番10号 | 金沢市寺町5丁目1番38号 西原 雅 西原 よね |

| | | | |
|----|---------------|----------------|--|
| 26 | のむらや | 金沢市野町1丁目2番7号 | 金沢市野町1丁目2番7号 野村 進 |
| 27 | 諸江屋・杉本家店舗併用住宅 | 金沢市野町1丁目2番10号 | 金沢市野町1丁目2番10号 杉本 健一 |
| 28 | 小関家所有建物 | 金沢市野町1丁目3番15号 | 金沢市寺町5丁目6番38号 小関 良三 |
| 29 | 氷見家住宅 | 金沢市野町1丁目3番20号 | 金沢市野町1丁目3番20号 氷見 三重 |
| 36 | 高沢家住宅 | 金沢市東山1丁目18番23号 | 金沢市東山1丁目18番23号 高沢 敏子 高沢 和也 |
| 37 | 米沢茶店所有建物 | 金沢市東山1丁目1番6号 | 金沢市東山3丁目2番20号 株式会社米沢茶店 代表取締役 米澤 修一 |
| 38 | 福嶋三弦店 | 金沢市東山1丁目1番8号 | 金沢市東山1丁目4番3号 福嶋 榮一 |
| 39 | 柴原家住宅 | 金沢市東山1丁目1番8号 | 金沢市東山1丁目1番8号 柴原 郁子 |
| 40 | 横雲家住宅 | 金沢市東山1丁目17番9号 | 金沢市東山1丁目17番9号 横雲 きよ |

●金沢市告示第118号

平成11年告示第21号（こまちなみ保存区域およびこまちなみ保存基準を定めることについて）の一部を次のように改正する。

平成24年4月10日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表8の項中「旧蛤坂町・泉寺町区域」を「旧蛤坂町区域」に、「金沢市野町1丁目、野町3丁目および寺町5丁目の各一部」を「金沢市野町1丁目の一部」に改める。

別紙を次のように改める。

別紙（登載省略）

別図を次のように改める。

こまちなみ保存区域



●金沢市告示第119号

平成15年告示第322号（寺社風景保全区域の指定及び寺社風景保全区域の寺社風景保全基準を定めたことについて）の一部を次のように改正する。

平成24年4月10日

金沢市長 山 野 之 義

別図を次のように改める。

別図（登載省略）

●金沢市告示第120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年4月10日

金沢市長 山 野 之 義

| 都市計画の種類 | 都市計画を決定した土地の区域 | 縦覧場所 | 備 考 |
|---------------------------|---|-------------------------|-----------------------------|
| 金沢都市計画 伝統的建造物群 保存地区 | 金沢市野町1丁目、野町3丁目、弥生1丁目、寺町3丁目、寺町4丁目及び寺町5丁目の各一部 | 金 沢 市 都市整備局 都市計画課 | 寺 町 台 伝統的建造物群 保 存 地 区 |

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第5号

金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和52年条例第2号）第3条第1項の規定により、金沢市寺町台伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年4月10日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

金沢市寺町台伝統的建造物群保存地区保存計画

金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和52年条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、寺町台伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定める。

1 保存計画の基本事項

(1) 保存計画の目的

この保存計画は、先人より継承されてきた寺町台の伝統的な町並みと歴史的風致を形成する環境を後世に伝えるため、市民の創意と発意を尊重し、市民と行政が誇りと愛着を持って互いに協力し合いながら、生活環境の向上を図りつつ保存整備を進め、金沢市の文化的向上に資することを目的とする。

(2) 保存地区の名称・面積・区域

名称：金沢市寺町台伝統的建造物群保存地区

面積：約22.0ヘクタール

区域：金沢市野町1丁目、野町3丁目、弥生1丁目、寺町3丁目、寺町4丁目及び寺町5丁目の各一部（別図第1のとおり）

2 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 保存地区の概要

ア 保存地区の沿革

金沢市は、石川県のほぼ中央に位置し、西は日本海に面した海岸の砂丘が北部の内灘砂丘に続き、東は医王の山並みがあり、南東の海拔1,500メートルを超える山地とともに富山との県境を形成している。そして、これらの山地を水源とする犀川及び浅野川の2大水系が市域を3つに分けている。

このような自然地形を背景に、金沢の中心市街地は辰辰山・小立野台・寺町台の3つの丘陵・台地と犀川・

浅野川の2つの河川で構成される変化に富んだ地形構造を有する。

金沢の近世城下町としての建設は、天正11年(1583)、前田利家が小立野台地の先端の金沢城に入城したことに始まる。その後、加賀藩の発展とともに城下町の整備が進められたが、金沢城下の空間構成の中で、寺院立地の特質として卯辰山麓、小立野台、寺町台に形成された3寺院群があげられる。

近世初期の金沢城下町形成過程において、加賀藩3代藩主前田利常による元和・寛永期(1615~1643)の施策により、城を中心として北東部の卯辰山麓、南東部の小立野台、南西部の寺町台のそれぞれの寺院群が形成された。文政3年(1820)の寺院分布を見ると、卯辰山麓には65、小立野台には32、寺町台には59の寺院が存在していた。

これら3寺院群の形成目的は種々の想定がなされているが、寺院群形成時は当時勢力のあった浄土真宗(一向宗)寺院への警戒も含めた城下の防御拠点としての軍事的役割が大きかったとみられる。そのため浄土真宗を除く寺院を移動し、集積させたといわれている。

しかし、寺院群の本格的な形成は各史料により17世紀の初めから後半にまで渡り、時間を要していることや、寺院移動の事由が全て「惣構堀出来」、「金沢町立替」などと城下町建設に関わるものであることなどから、寺院群形成の本質は元和・寛永期の城下町形成の一翼を担う都市計画的な要因が大きかったと考えられる。

保存地区内の寺院数を宗派ごとに見ると、日蓮宗・法華宗寺院が18か寺、曹洞宗寺院が13か寺と全体の約6割を日蓮宗・法華宗及び曹洞宗が占める。浄土真宗寺院は少なく、保存地区内には6か寺が存在する。

保存地区は越前方面から旧北国街道により城下への入り口となる交通の要衝に位置する寺町寺院群を主体としており、旧野田道沿いに形成された「野田寺町」と旧鶴来道沿いに形成された「泉寺町」の2つの寺町、北国街道から六斗の広見や玉泉寺門前へと至る旧三間道沿いの町並みからなる。

保存地区内寺院の建立年代及び移動年については、特に旧野田道沿いにおいて元和期初期(元年~3年(1615~1617))に立地した寺院が多く、集中的な寺院配置により「野田寺町」の骨格が形成された。極楽寺、浄安寺、松月寺、法光寺、立像寺、本性寺、実成寺、妙法寺、妙典寺、本因寺などである。寺町寺院群は、前田家と関わりの深い旧野田道沿いの「野田寺町」が「泉寺町」より先行して形成されたことがわかる。「泉寺町」は、元和期初期に立地した妙慶寺、本長寺、全昌寺、千手院なども散見されるが、寺院群全体としては長い期間の中で形成されている。

以降、いくつかの寺院の創建や廃寺が見られたが、寺院群形成過程から今日に至るまで4度の大火に見舞われた。特に宝暦9年(1759)の大火では、寺院群の過半を焼失している。しかし、その後の再建により、群としての寺院の集積度や立地の連続性を保持しながら、寺院群と周辺の町割は、今日に継承されてきた。

寺院群と関わりの深い2本の街路については、かつて旧野田道は前田家墓所への参道という役割のほか、野田山の景色を楽しむ人々の往来でも賑わいを見せた。旧鶴来道も寺院への参詣道という役割ばかりではなく、手取川上流域からの物資の流入路でもあり、「金沢古蹟志」によれば「鶴来より金沢へ運送する炭・雑穀類、或は杉板などを荷ひ運べる事。四季絶ゆる事なく、実に金沢への要路なりといふべし」とある。六斗の広見も幕府巡見使の送迎の場であり、重要な場所であった。また旧鶴来道沿いに形成された、寺社境内地の一部を地子銀により借り、町家が軒を連ねた「寺社門前地」の住人には、武士や武家奉公人なども混在し、必ずしも門前における寺社の用や参詣客目当ての商売ばかりではなかったといえる。

このように、寺町寺院群は2本の街路を軸に、参詣、物資の流通などにより人々が行き交う空間が展開され、寺社行事や祭礼を行うには適した場所であったとも言える。寺町寺院群における寺社の開帳・祭礼の特徴としては、他所の有名寺社の金沢への出開帳及び居開帳、山伏寺・天満宮の祭礼・開帳などが挙げられる。祭礼や開帳の許可は藩の寺社や山伏に対する間接的な助成・保護策であった。これらの祭礼や開帳と合わせ年中行事として行われる定例のものもあり、寺院群は人々の信仰のみでなく教養・娯楽の場としての色彩を持つ非日常の世界を作り出していた。

保存地区には今日なお、伝統的な寺社及び町家の建物や藩政期以来の街路や地割が良く残る。旧野田道については、大正10年(1921)の市電敷設に伴う拡幅は見られるものの、土堀の再築により、寺社の連続する景観は保たれている。旧野田道と旧鶴来道それぞれに展開する寺社と町家等により形成される寺町には、複合的に成立した金沢城下町の特徴がよく現れ、そこになお息づく信仰や民俗文化に支えられたなりわいにより、落ち着いたたたずまいをみせている。

イ 保存地区の現況

保存地区は、南北約1,220メートル、東西約1,000メートル、面積約22.0ヘクタールの範囲で、市街地の中心

にある金沢城址の南西にあり、市内を流れる犀川の南に位置する。保存地区の西側には、国道157号（旧北国街道）が南北に通じ、その南側には寺町台地が広がる。

保存地区の東側には、国道157号と直交し前田家墓所のある野田山に向かって南東に直線的に伸びる旧野田道が通る。保存地区の中央には旧鶴来道が南北に通る。金沢から白山麓へと通じる旧鶴来道は犀川大橋詰を起点とし、旧野田道に向かって蛤坂が南に伸び、旧野田道と交差したのち更に南に伸びる。保存地区の中ほどで六斗の広見を介し鍵型に折れる。六斗の広見は、市内に点在する広見の中でも最大規模のもので、かつての幕府巡見使の送迎の場や火除け地として機能した。現在でもコミュニティ空間として機能し、祭事にも利用されている。また、国道157号から六斗の広見に向かって、かつて北国街道から玉泉寺への入口であった旧三間道が直線的に伸びる。

保存地区は、旧野田道と旧鶴来道の2本の街路を軸としており、それぞれの道沿いに建ち並ぶ寺社及び町家等によりつくられる特徴的な景観を残している。

保存地区内には、52寺、3社及び約320の町家等の建築物が存在している。

ウ 保存地区の特徴

保存地区は、旧野田道及び旧鶴来道沿いの寺社地や地子地、旧鶴来道沿いに形成される寺社門前地を含み、それぞれの街路を特徴付ける景観を見せている。

旧野田道は前田家墓所へと向かう参道という位置づけであることから、広幅員で直線的な街路となっており、通りに沿って大規模な境内地を持つ寺社が整然と連続する。多くの寺院は境内地の前面通り沿いに土塀や門を配し、土塀越しに本堂、庫裏、鐘楼などを垣間見ることができる。この土塀の連続した景観が、旧野田道の景観として強く印象づけられる。

旧鶴来道は、旧野田道に比べ幅員が狭く、緩やかに曲線を描く。保存地区の中ほどに当たる場所には前田家祈禱所であった玉泉寺の門前に六斗の広見が配され、ここで通りが鍵型に折れる。通り沿いには、かつての寺社門前地としての地割が残り、現在も町家の建物が並ぶ。従って、旧野田道と異なり通りからは寺社が直接見えにくく、土塀も少ない。寺町としての景観という印象は薄いですが、通りを歩きながら視線を横へ向けると、通りから下がった位置に門が配され参道の奥に本堂、庫裏、鐘楼などが見られ、改めて寺町にいることを再確認できる。

この保存地区は、近世城下町に見られる直線的な道路に沿って寺社が建ち並ぶ旧野田道に展開される「野田寺町」と、旧鶴来道に見られるように通りからは直接寺社は見えにくく、通り沿いには寺社門前地として形成された町家が連なり展開される「泉寺町」といった景観の異なる2つの寺町からなり全国的にも希少である。2つの寺町がそれぞれ特徴的な景観を持ち、その対比が保存地区としての大きな魅力となっている。

エ 伝統的建造物群の特徴

保存地区は、これまでに元文2年(1737)、宝暦9年(1759)、宝暦12年(1762)、明治4年(1871)の4度の大火に見舞われているが、街路形態や地割については近世末の街路形態や地割がよく残っている。特に旧鶴来道の街路形態は、寛文期からの状態をよくとどめている。旧野田道は大正期に拡幅されてはいるが、寺社の連続する景観は現在も保たれている。

寺地については、拝領地として与えられた寺地がほとんどであるが、城下内外からの移転によるものもある。3つの社地も藩主との関わりが深いものである。その後もいくつかの寺院が移動され寺院群としての変化が見られる。

寺社の配置の特徴としては、宗派ごとのまとまりが見られることが挙げられる。旧野田道沿いには、日蓮宗、法華宗が多く、旧鶴来道沿いには曹洞宗、臨済宗が多く配されている。このことから藩の計画に基づく意図的な配置が伺われる。

寺社以外の敷地形状は、間口が狭く奥行きが深い。これらの宅地は、通りを挟んで両側に向かい合って町を形成している。例外的に旧鶴来道蛤坂沿いの「山錦楼」、旧野田道沿いの「つば甚」といった建物の規模が大きな料亭は広大な敷地を持つ。

オ 伝統的建造物の特徴

伝統的建造物の寺院本堂の屋根については、切妻造・平入型が約半数を占める。次いで切妻造・妻入型が約4分の1と、切妻造が全体の約4分の3を占める。切妻造の大半は、大正期以降に屋根を板葺から瓦葺に改めた際に棟上げ工事を行ったものか、近代以降建て替えられたとみられ、かつて石置き板葺もしくは柿葺であった緩い勾配を残すものは見られない。

切妻造・妻入型は、浄土真宗寺院を除く各宗派に見られる。加賀能登地方の武家住宅や農家に見られる「アズマダチ（大型の切妻妻入屋根を持つ形式）」と同じく、正面の妻面を大きく見せ梁を何段にも重ね、墓股などの妻飾りを施し、その下に向唐破風造の向拝を設けたものが多い。金沢市指定文化財である高岸寺本堂の妻飾りは特に特徴的であり、海老虹梁、大瓶束、大墓股、化粧貫などを見事に組み合わせ、華やかに本堂妻面を飾っている。

寄棟造は全体の約2割弱を占めるが、旧鶴来道の六斗の広見より南には見られず分布に偏りがある。規模はいずれも間口8間以上と大きく、町並みの重要な構成要素となっている。

寺院本堂の向拝の形式には、切妻向拝、向唐破風向拝、差掛屋根形式、縫破風で向拝柱間が開放的なものあるいは閉鎖的なものなどが挙げられる。また、2つの向拝が並ぶものも見られる。

寺院本堂の平面形式は、左右に連続する3室を前後2列、合計6室配した形式の方丈型がほとんどを占める。前室の前には、幅1間から2間半の広縁を設ける。この広縁は、禅宗寺院の客殿において、廻廊の一部として土間であったところを床にした名残であり、承証寺、法光寺、立像寺など、建築年代が17世紀に遡る一部の寺院本堂において、土間に復原されうる痕跡が見いだされている。

3室2列の6間取りは宗派や時代の違いを問わず普遍的に用いられているが、更に前後2室を加えた8間取りは曹洞宗4寺院、日蓮宗系4寺院に見られ、宗派と分布に偏りが見られる。また、浄土宗寺院の一形式と見られる6間取りの背後に3室を加えた9間取りが2寺院に見られる。

日蓮宗系寺院では、中央前後2室を深い内陣とするのが特徴的である。

曹洞宗寺院では、宝暦9年(1759)の大火を境に18世紀後期以降の本堂建築は前室3室の建具や小壁を除いて空間的に一体化する傾向が見られる。また内陣背後に接続して、開山堂を設けるのも特徴のひとつである。

臨済宗寺院については、正面中央間に扉を吊る少林寺本堂、3間通しの仏壇を設ける国泰寺本堂など、曹洞宗寺院本堂より古い形式を残す。

天台宗及び真言宗寺院については、6間取りとするもの、本尊を祀る本堂部分と勧進神を祀る1室を左右に並べる2列構成のものがある。

本堂や本殿の正面は、通りに面して向けるものがほとんどで、方角による統一性は見られない。

庫裏は、その位置に関しては境内の広さが影響するため本堂との位置関係での特徴は見いだせない。ただし、方丈型本堂では庫裏に近い側が下手となり、その後室を座敷とし、遠い側が上手となって勧請神を祀るのが一般的である。建築年代が古い庫裏としては、高岸寺庫裏(寛永14年(1637))と立像寺庫裏(寛政10年(1798))が挙げられる。

山門は、切妻造棧瓦葺の薬医門が最も多く、一部に棟門、四脚門が見られる。三間薬医門の妙典寺山門(安永6年(1777))は装飾的で規模も大きい。その他装飾が優れた門として、実性寺山門(嘉永2年(1849))などが挙げられる。特徴的な門としては、平唐門形式の願念寺山門(明治40年(1907))やもと鐘楼であったと見られる月照寺山門(17世紀後期)などが挙げられる。

また、立像寺鐘鼓楼(元禄元年(1688))と高岸寺鐘楼(寛政9年(1797))はいずれも金沢市指定文化財に指定されており、保存地区内でも少ない二重の寺院建築として貴重である。

その他特徴的な寺院建築として、宝形屋根で規模の大きい立像寺経蔵(化政期～天保年間)、塗込で一部になまこ壁を用いた妙慶寺土蔵(江戸後期)などが挙げられる。

神社建築については、保存地区には3社が存在する。諏訪神社は明治末期の再建で、拝殿、幣殿、本殿を接続する複合型社殿である。八坂神社拝殿は、前田利家とともに金沢へ来た山伏が創建した規行院の建物を転用したと伝えられ、現存例が少ない修験道寺院の遺構として貴重である。泉野菅原神社は玉泉寺天満宮と称され、かつて玉泉寺内にあった。明治初年神仏分離令によって分離独立するが、明治4年の火災により翌年玉泉寺の境内西側を社地とした。平成12年の火災により社殿を焼失したが、平成23年に再建されている。

寺社以外の伝統的建造物の建築は、切妻造・平入型で棧瓦葺とする町家が大半を占める。町家の古い形式である2階階高の低いものや平屋建のものも見られる。正面意匠については、1階表に格子の付くものには、棧の幅や間隔が極めて細い「キムスコ」と呼ばれる加賀格子を残す町家も見られる。2階正面開口部においても「古格子」「長押」「出窓」などの伝統的な意匠が多く残る。

また、軒の支持構造として、「腕木支え」「登り梁」「せがい」「二重せがい」などの時代性を示す伝統的な構造が良く残り、軒裏の意匠として印象づけられる。

保存地区内の町家には総じて、袖卯建、軒裏の意匠、2階正面開口部の意匠など、金沢におけるそれぞれの

時代の町家の特徴をあらわしたものが良く残る。江戸後期までの「低町家(軒高4.3mまで)」から、明治後期から昭和戦前期にかけての「高町家(軒高5.0m以上)」まで、時代を経るに従い2階の階高が高くなっていく変遷を見て取ることができる(「低町家」、「高町家」の分類は、『金沢市史資料編建築・建設』に準じた。)

また、少数ではあるが町家以外の伝統的な建築物も見られる。犀川大橋詰の旧鶴来道蛤坂から犀川への眺望を意識し、斜面に沿って建つ4層の木造建築物である料亭「山錦楼」、旧野田道沿いに建ち、前田家との関わりの深かった宝暦2年(1752)創業の料亭「つば甚」など大規模な木造建築が見られ、蛤坂と旧野田道それぞれの町並みのアクセントとなっている。

工作物については、代表的なものとして寺院境内の土塀が挙げられる。特に旧野田道の南東部分には、寺院の土塀が道沿いに直線的に連なり、寺町としての特徴的な景観を作り出している。土塀の工法では、版築によるものも多く残り、旧鶴来道沿いの国泰寺、旧野田道沿いの本性寺は修復時に版築工法によることが確認されている。土塀の基礎となる石積みも様々な表情を見せる。石材は、河原石のほか、戸室石、犀川上流や福井県笈谷産出の凝灰岩などが用いられ、野面積み、打込み接ぎ積み、切込み接ぎ積み、布積み、亀甲積みなどの積み方で築かれている。土塀そのものの耐用年数は石積みほどではないため、基礎石積みのみが古いものも多く残る。

環境物件については、寺社境内に残る樹木や寺町台の緩やかに傾斜した地形を生かし作庭された庭園などが見られる。座敷から見て地盤が上がっていく形態の庭園では、地形をそのまま生かし、傾斜の勢いが座敷に流れ込んでくるような作庭となっている。逆に座敷から見て庭の地形が下がっていくものにおいては、石積みや擁壁により建物の建つ地盤と同じレベルに平坦な土地を広げた上に更に築山を置き、背後の墓地や隣地と一線を画す作庭となっている。

水系については、金沢図(寛文7年(1667))や金府大絵図(弘化・嘉永期(1844~53))には、旧野田道沿いや玉泉寺周囲に水路が巡る様子が描かれているが、現在は暗渠となっているものの、一部石積みの遺構が残っており、貴重である。

(2) 保存の基本計画

ア 保存に関する基本的な考え方

保存地区は、安政期(1854~1860)の金沢町絵図に描かれた寺社地、地子地の範囲を基本とし、旧鶴来道及び旧野田道沿いに建ち並ぶ寺社及び町家等が集積する地区である。

しかしながら、近年の急激な社会情勢、市民生活の変化と地区内の建築物等の老朽化によって、この町並みも少しずつ変化してきている。このような現状から、保存地区の歴史的風致の維持及び形成を図るため、保存地区の景観を特徴づけている伝統的建造物群を構成している伝統的建造物及びこれと一体を成してその価値を形成している環境物件を保存する。伝統的建造物については、保存地区内の道路等から通常望見できる範囲の外観を主として保存する。

また、地区住民と行政が一体となって、生活の快適性の確保と防災機能の向上を図りながら、保存地区の町割を保存しつつ、伝統的建造物群の管理、修理、修景、復旧事業を行う。

この保存地区の伝統的建造物群は、金沢市にとって極めて貴重な文化遺産と認められるもので、市民の理解と協力のもと、この保存地区の伝統的建造物とその歴史的環境を後世に伝えるとともに、健全な住環境の整備に努め、併せて金沢市の文化的向上を図るものとする。

イ 保存計画の概要

保存地区の特性の保存及び形成のため、保存地区の地割及び各敷地の利用形態を保存し、建築物については主としてその外観を保存する。

このため、保存を要する物件を別項のとおり定め、伝統的建造物の修理及び伝統的建造物以外の建築物等の修景を行い、環境物件の復旧又はその他の土地及び自然物の修景を行う。

また、防災設備その他の管理施設を設置し、環境の整備を行うものとする。

この目的を達成するため、市自ら事業を実施するとともに、所有者等が行う事業に補助することができるものとする。

3 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の決定

(1) 伝統的建造物

保存地区における伝統的建造物の決定基準は、次のとおりとする。

ア 建築物

伝統的建造物のうち、建築物は昭和25年以前に建築され、伝統的様式、伝統的構法、伝統的材料で造られているもので、地区の歴史的景観を構成する寺院の本堂、庫裏、山門、鐘楼、神社の本殿、拝殿その他境内の建築物及び町家その他の歴史的意匠を遺す建築物の主屋及びそれに附属する建築物（別図第2及び別表第1のとおり）

イ 工作物

伝統的建造物群の特性を維持していると認められる工作物（別図第3及び別表第2のとおり）

(2) 環境物件

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる土地及び自然物（別図第4及び別表第3のとおり）

4 保存地区内における建築物等の保存整備計画

(1) 保存整備の考え方

保存地区内では、比較的良好に保存活用されている建築物等が多いが、不適切な改造、経年による老朽化や破損等も見られる。しかし、これらの大多数は、適切な修理及び修景を施すことにより、地区にふさわしい姿に回復できる可能性を持っている。このような現況にあつて、建築物等の保存整備に当たっては、旧野田道及び旧鶴来道沿いそれぞれに持つ景観特性に応じ、伝統的建造物については保存のための修理を行うとともに、その他の建築物等については適切な修景を実施することにより、地区の持つ歴史的風致の維持、回復に努める。また、保存修理に際して構造耐力上必要な部分を補強し及び修理し、耐震性能の向上を図るよう努める。

環境物件にあつてはその保存及び復旧を図るとともに、環境物件以外の自然物等にあつては必要に応じて適切な修景を実施する。

(2) 保存整備計画

ア 伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、別表第4に定める「修理基準」により修理を実施するものとする。

イ 伝統的建造物以外の建築物等については、保存地区の伝統的建造物群の特性と調和するよう、別表第5に定める「修景基準」により修景を実施するものとする。また、保存地区の歴史的風致と調和を図るため、別表第6に「許可基準」を定める。

ウ 環境物件として特に定めた土地及び自然物については、保存地区の歴史的風致を維持するものとして保存し、必要に応じて復旧する。また、環境物件以外の自然物等にあつては、新たに歴史的風致の形成に寄与するための修景を実施するものとする。

エ これらの修理及び修景の基準を適切に運用して、保存地区の歴史的風致を守り育てるとともに、保存地区の特性を生かした生活環境の整備に努める。

5 保存地区内における建築物等及び環境物件に係る助成措置等

(1) 経費の補助

条例第9条の規定に基づき、次の経費の一部を補助する。このため、金沢市伝統的建造物群保存地区に関する補助金の交付要綱を別に定める。

ア 伝統的建造物の修理事業のうち、伝統的建造物群の特性を維持するために必要な外観及び屋根の修理に要する経費

なお、伝統的建造物の構造耐力に関わる主要な部分について必要があると認められる修理及び防災上構造耐力を増すために必要があると認められる補強に要する経費については、これを含めることができる。この場合において、構造耐力に関わる主要な部分とは、基礎、耐力壁（内部の表面仕上げを除く。）、柱、小屋組、土台、床組及び横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）とする。

イ 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕、模様替若しくは色彩の変更のうち、保存地区の特性と調和するために必要な外観及び屋根の修景に要する経費

ウ 環境物件の復旧事業又は環境物件以外の修景事業のうち、保存地区の歴史的風致を維持するために必要があると認められる事業に要する経費

エ 建築物及び環境物件の保存を図るために必要な管理等に要する経費

オ 保存地区の保存を目的とする住民等の団体による活動に要する経費

(2) 物資の提供等

保存地区の保存に関し必要があると認められる場合には、物資を提供し、又はあつ旋することができる。

- (3) 資金の融資
別に定める要綱に基づき、保存地区内における景観保全に要する資金を融資する。
- (4) 技術的援助
保存地区の歴史的風致を維持し、及び形成するため、修理、復旧、修景等に係る設計相談その他の必要な技術的援助を行う。
- (5) 固定資産税等の軽減
保存地区内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減を図る。
- 6 保存地区の保存のため必要な施設及び設備並びに保存地区の環境の整備計画
- (1) 管理施設等
- ア 管理施設
保存地区の住民と来訪者の便宜及び保存地区に関する歴史資料等の保存と活用を図ることによって保存地区についての理解を深めることに資するための拠点となる施設を設置する。
- イ 標識及び案内板等
保存地区内の適切な管理や、歴史的価値に対する知識を深めるための標識、説明板、案内板等を適切な箇所に設置する。
なお、案内板等のデザインについては、歴史的風致と調和したものとする。
- (2) 防災施設等
- 保存地区では防災計画を策定し、火災の早期発見、初期消火、延焼防止等を目的とした防災施設を整備するとともに、避難路の確保、建築物等の構造補強等を進める。また、保存地区内の住民による自主的な防災活動を奨励し、防災意識の啓発と初期消火等の充実を図る。
- ア 防災計画の策定
保存地区における総合的な防災計画を早期に策定し、火災及び大規模地震並びに風水害等の災害に対する安全性の向上を図る。
- イ 初期消火設備の整備
初期消火及び延焼防止を目的として、防災計画に基づき、各戸への消火器の設置を促進するとともに、住民による操作が可能な易操作型消火栓、防火水槽等を適切な箇所に整備する。
- ウ 警報設備の整備
火災等の早期発見を目的として、各戸に警報装置、報知設備、防犯設備等を必要に応じて設置するとともに、通報訓練を常時計画的に実施する。
- エ 防災広場の整備
災害時における住民の避難場所や防災活動の拠点として、保存地区内の適切な箇所に防災広場を整備する。併せて、耐震性の防火水槽や防災備蓄倉庫等を整備する。
- オ 緊急車両の進入
非常時における緊急車両の進入については、効果的な消火活動を行うことができるよう、日常的に道路上の障害物（違法駐車車両、雪、樹木の枝等）を排除すること等に努める。
- カ 建築物等の耐震補強
伝統的建造物の修理に合わせて、可能な限り構造耐力に関わる主要な部分の補強を行い、耐震性能の向上を図る。
- キ 除雪対策
冬期積雪時に発生した災害時に、住民等が安全に避難場所へ避難できるよう、特に旧鶴来道、旧三間道については、街路の除雪体制の強化や町会単位で小型除雪機械を配備することを検討する。
また、特に独居高齢者など自ら除雪することが困難な住民に対しては周辺住民が協力して除雪するなど、地域の連携体制を確立する。
- ク 自主防災活動
保存地区内に、住民による自主防災団体を組織し、防火パトロール、防災訓練、防災知識の普及及び消火設備、警報設備等の操作の習熟、点検等に努める。
- (3) 環境の整備等
保存地区の歴史的価値を損なうことなく、伝統的な町並みに調和した環境整備を実施することで、生活基盤の

充実を図り住環境の向上に努める。

ア 道路施設

保存地区内の道路形態は、保存地区の価値を表象するもののひとつであるため保存に努めることとし、その整備に当たっては、履歴を考慮した内容とする。

路面の舗装、側溝の改良に当たっては、保存地区の履歴を考慮した工法、材料等を用いることとし、歩行者の安全性に配慮した整備を進め、歴史的風致の維持・回復に努める。

イ 電柱・架線等

電柱・架線等については、移設、埋設による整理を基本とした整備に努めることとし、主要な道路においては電柱・電線類の無柱化を行う。

ウ 空地

保存地区内にある空地は、建築物や塀等の新設による修景を促進し、歴史的風致の維持を図る。また、来訪者のための駐車場の設置については、保存地区周辺において整備に努める。

エ 屋外広告物

屋外広告物については、保存地区の歴史的風致を損なわないものとし、独立した看板等については原則として設けない。

オ 交通

保存地区内への不必要な車両の進入を防ぐことに努める。また、住民や来訪者の利便性を確保するため、公共交通の充実を図る。

(4) 周辺地域との連携

保存地区は、金沢市寺社風景保全条例に基づき保全が図られてきた寺社風景保全区域（寺町寺院群区域）内に位置する。保存地区に隣接する寺社風景保全区域については、今後も引き続き金沢の伝統的な寺社風景のたたずまいを残し、周辺地域一帯において、保存地区と調和のとれた歴史的景観をいかしたまちづくりの推進を図る。

7 保存地区内の建造物の活用

(1) 伝統的建造物の公開

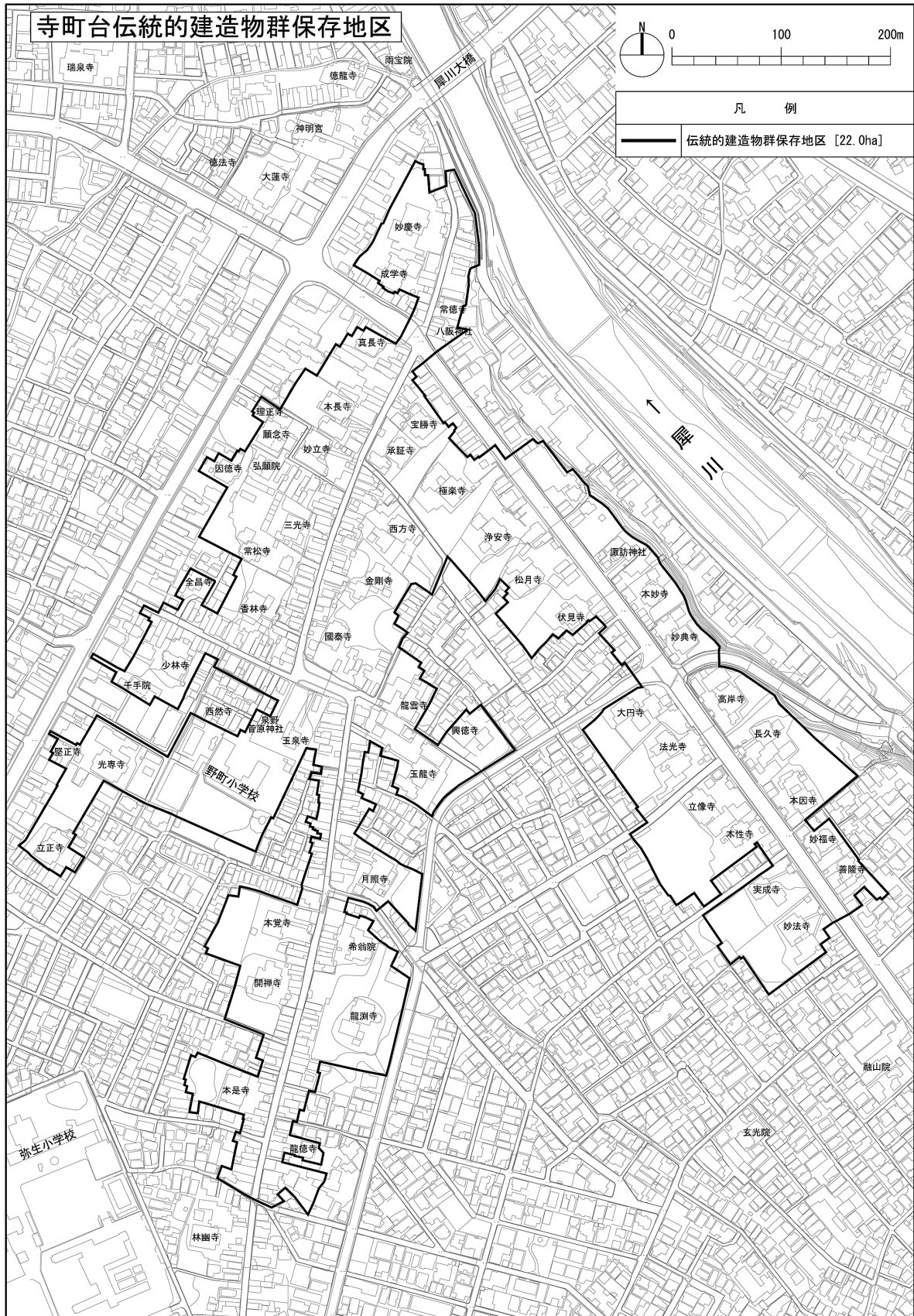
地区内の伝統的建造物の多くは民間所有であるが、特に修理を実施した建造物については公開に関して協力を求め、時間や公開部分を限定しつつも広く一般公開することに努める。

(2) 空き家対策

住民の高齢化や後継者の郊外流出等に伴い空き家となる建築物については、賃貸や売買に関する流通を促進し、新たな居住者等を保存地区内に呼び込むことにより建築物の保存・活用に努める。

別図第 1 保存地区の範囲

保存地区



別図第 2 - 1 伝統的建造物 (建築物) に係る図面 (全体)

(別図第 2 - 1 は、登載を省略し、当該図面を金沢市役所都市政策局歴史文化部歴史建造物整備課において縦覧に供します。)